平成２３年（フ）第２４４３号
大阪府東大阪市立花町９―18レオパレスアルフ104号室、住民票上の住所大阪府東大阪市東豊浦町７番７号203号
債務者　山本　義之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４４４号
大阪府三島郡島本町広瀬４丁目４番12号
債務者　倉橋　元子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４５０号
大阪市東成区玉津２丁目７番２―102号
債務者　濱本みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７９号
大阪府枚方市牧野下島町３番11―16号、前住所大阪府枚方市招提南町３丁目17番６―102号
債務者　石本千賀子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５５０号
大阪府守口市緑町１番６－４Ａ号
債務者　内山　俊郎
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６４号
大阪府八尾市長池町３―61―２、住民票上の住所大阪府東大阪市中小阪５丁目９番17号
債務者　和田　和博
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６５号
大阪市都島区都島南通２丁目６番17号アベニール京橋306号
債務者　杉本　義雄
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６９号
大阪府東大阪市客坊町２番１号
債務者　田上　　透
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５７７号
大阪府寝屋川市池田１丁目10番29号
債務者　豊川潤一こと　任　　潤培
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８３号
大阪市平野区流町３丁目15番７号　キングスアベニュー流町Ｂ棟105号
債務者　本田　昌吾
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５８７号
大阪府四條畷市二丁通町24番15号
債務者　落合　　瞳（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５９２号
大阪市西成区花園南１丁目４番19号
債務者　柳正子こと　柳　　正任
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３号
広島県福山市草戸町４丁目30番８号、旧住所広島県福山市草戸町４丁目29番５号　メンバーズタウン草戸Ⅰ・107号
債務者　新田　育世
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５０号
広島県福山市新涯町３丁目15番10号６
債務者　酒井美恵子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６１号
広島県福山市山手町５丁目15番12―103号、旧住所広島県福山市北本庄２丁目３番30号
債務者　久保　俊雄
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６２号
広島県福山市引野町５丁目43―11、住民票上の住所広島県福山市東手城町３丁目20番４号
債務者　緒方　年勝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６３号
広島県福山市引野町５丁目43―11、住民票上の住所広島県福山市東手城町３丁目20番４号
債務者　緒方　礼子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第６４号
広島県福山市横尾町２丁目５番18号、旧住所広島県福山市東手城町１丁目21番６号
債務者　日谷　啓治
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係